

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立散田小学校  
校長名 島田 学 公印

令和8年度特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

散田小学校のそれぞれの教育目標に対し、特別支援教室として児童の実態を基に、次のめざす児童像を設定する。

- 自分の考えや気持ちを相手にわかるように伝え、互いに思いやり助け合う子
- 学习上又は生活上の困難を主体的に改善しようとする子
- 在籍学級において充実した学校生活を送ることができるように、情緒の安定を図り、意欲的に取り組む子

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 保護者や関係諸機関と連携して作成した学校生活支援シートや連携型個別指導計画を活用し、児童一人ひとりに応じた個別指導を行う。また、必要に応じて小集団指導を適切に組み合わせ、きめ細やかな指導を行う。
- (2) 個別指導や小集団指導の特性を活かし、児童の心の変化や言動の変化に気づき、安定した学校生活を送れるよう保護者・在籍学級担任と連絡を密にとり、困難を軽減していく。
- (3) 将来の自立に向け、自己の課題を把握し、改善・克服に向けた手だてを獲得するとともに、自己の良さにも気づき、自己肯定感を高める指導を行う。
- (4) 巡回相談心理士による指導・助言、支援を活用し、個の状況に応じた指導の改善、保護者への適切な対応を実現する。
- (5) 特別支援校内委員会を計画的(月1回程度)に実施し、個々の指導目標に対する達成状況を共有して指導の改善を行うとともに、困難が軽減された場合は、在籍学級での支援策を充実させ、保護者と連携して退級への見通しをもたせるようにする。
- (6) 特別支援教室専門員と連携し、特別支援校内委員会を始め校内における連絡・調整や、巡回指導教員、臨床発達心理士等との連絡・調整を効果的に行い、特別支援教室の円滑な運営を行う。

3 指導の重点

- (1) 自立活動については、児童一人ひとりの困難さに基づき、「心理的な安定」及び「コミュニケーションスキル」や「ライフスキル」を中心に、必要に応じて各教科等の内容と関連付けながら指導を行う。

4 その他の配慮事項

- (1) 1単位時間を45分とするが、児童の実態や学習内容に応じて弾力的に時間を設定し、課題に対する集中が持続できるように配慮する。
- (2) 巡回指導教員、特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任、心理・医療・福祉等の関連諸機関と連携し、情報提供、研修会実施、巡回相談、個人面談等、多様な形態によって支援し、協力体制を確立するとともに、保護者・家庭との連携・協働を重視し、相談・支援体制を充実させる。
- (3) 特別支援教室内では指導内容について、指導者全員が常に共通認識をもって指導にあたるとともに、ティーム・ティーチングによる指導の充実を図る。また、教員の資質向上に努めていく。
- (4) 児童の実態を踏まえ、校内委員会を活用し、保護者、在籍学級担任と連携して見通しをもった進路指導を行う。
- (5) 多様な個性を尊重して支え合う学級・学校風土を醸成するために、巡回指導教員と在籍学級担任が連携して障害理解の教育を推進する。